

生駒市市民自治協議会の認定に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、生駒市自治基本条例（平成21年生駒市条例第20号）第43条に規定する市民自治協議会（以下「市民自治協議会」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定）

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たす団体を市民自治協議会として認定することができる。

区域の
設定

(1) 概ね小学校区を活動区域とすること。

開放性
多様性

(2) 活動区域内の自治会を中心に、各種地域団体で構成され、かつ区域内で活動する個人、団体、事業者にも参画の機会が保障されていること。

自主性
主体性

(3) 活動区域内の住民等の親睦に関する活動や、活動区域のまちづくりの将来ビジョンを策定し、課題解決に計画的に取り組み、自主的かつ主体的に活動を行うものであること。

民主性

(4) 組織の代表者及び役員を選任並びに会議の運営について、民主的な手続が確保されていること。

透明性

(5) 運営及び活動について情報公開・発信の取組がなされていること。

2 前項の規定にかかわらず、同項の認定を受けた市民自治協議会に係る区域内においては、複数の市民自治協議会の認定は行わない。

（認定の申請）

第3条 市民自治協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、生駒市市民自治協議会認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約

ア 団体の名称、目的及び主たる事務所の所在地

- イ 組織体制役員に関すること。
- ウ 事業運営の決定手続、会議等に関すること。
- エ 会計に関すること。
- オ 規約の変更に関すること。

- (2) 構成員の状況が分かる書類
- (3) 地域のまちづくりの将来ビジョン
- (4) 活動区域の範囲を示す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定することを決定したときは生駒市市民自治協議会認定決定通知書（様式第2号）により、認定しないことを決定したときは生駒市市民自治協議会不認定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定事項の変更等の届出)

第5条 前条の認定を受けた市民自治協議会（以下「認定協議会」という。）は、代表者の氏名または第3条第2項各号に掲げる書類の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、生駒市市民自治協議会認定事項変更届（様式第4号）に当該変更を生じた事項を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定協議会は、市民自治協議会を廃止しようとするときは、あらかじめ生駒市市民自治協議会廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 市長は、市民自治協議会が第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該市民自治協議会の認定を取り消すことができる。

2 市長は、市民自治協議会の認定を取り消したときは、生駒市市民自治協議会認定取消通知書（様式第6号）により、当該市民自治協議会の代表者に通知す

るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。